

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	公正取引委員会においては、クレジットカードによる支払業務は一部を除き(ETCカードを導入(平成16年度~))行っていない。	b		クレジットカードによる支払については、個々の職員が保有する個人カードを利用するということは考えられておらず、当委員会とクレジット会社と契約したクレジットカードを使用することを検討することとなるが、クレジットカード利用の可否も含め、平成17年度中に検討を開始する。		JA040001	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
	公正取引委員会においては、クレジットカードによる支払業務は一部を除き(ETCカードを導入(平成16年度~))行っていない。	b		クレジットカードによる支払については、個々の職員が保有する個人カードを利用するということは考えられておらず、当委員会とクレジット会社と契約したクレジットカードを使用することを検討することとなるが、クレジットカード利用の可否も含め、平成17年度中に検討を開始する。		JA040001	全府省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン、株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、取立、立替や請求書支払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化、簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の趣旨が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(入代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考え、なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確拠、支出に関する書類が必要ことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものと考え、物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考え、このため、御省においても導入をお願いしたい。	
	公正取引委員会においては、クレジットカードによる支払業務は一部を除き(ETCカードを導入(平成16年度~))行っていない。	b		クレジットカードによる支払については、個々の職員が保有する個人カードを利用するということは考えられておらず、当委員会とクレジット会社と契約したクレジットカードを使用することを検討することとなるが、クレジットカード利用の可否も含め、平成17年度中に検討を開始する。		JA040001	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省庁化、物産コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する。		官公庁の一部経費及び購買決済に関し、その簡素化、物産コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジットカードの導入	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	公正取引委員会においては、クレジットカードによる支払業務は一部を除き(ETCカードを導入(平成16年度-)行っていない、	b		クレジットカードによる支払については、個々の職員が保有する個人カードを利用するということは考えられておらず、当委員会とクレジットカード会社と契約したクレジットカードを使用することを検討することとなるが、クレジットカード利用の可否も含め、平成17年度中に検討を開始する。		A040001	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡便な方法決済する	
独占禁止法第11条第2項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第4条、事業支配力が顕著な事となることとなる会社の考案方(法第9条ガイドライン)	独占禁止法第11条において、保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の十を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し又は保有してはならないが、同条第1項第1号から第4号に該当すれば、1年間の適用除外期間が認可の申請、報告及び届出等に関する規則第4条、事業支配力が顕著な事となることとなる会社の考案方(法第9条ガイドライン)	b		独占禁止法第11条の趣旨は、豊富な資金を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響を及ぼし得る銀行又は保険会社が一般事業会社に対して行うことによる競争上の問題の発生を防止することにあるため、同条においては、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合について適用除外規定を設けている。 自己株式の取得については、銀行又は保険会社が関与しないところで、信託財産に限らず総株主の議決権が変動し、これに伴い、銀行又は保険会社は議決権保有割合が5%を超えることについて回避することができないことから、適用除外とされたものであり、その趣旨は一般的に保有に留まる限り同条の趣旨に鑑み他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがないものと考えられることから適用除外とすることが適当であると考えられる。 他方、近年の商法改正より企業統治の基準等が議決権ベースとなったことから、株主の地位を示す議決権保有割合の算定の分母となる「総株主の議決権」は、株主にとって重要な情報であるとともに、独占禁止法第11条の趣旨に鑑みて適切な運用を行うための基準でもあり、これとは異なる基準を用いて同条の運用を行うことは困難であると考えられるが、一部の会社については総株主の議決権の把握が困難であるという実態を踏まえ、対応の方向性について検討を行うこととする。		A040002	公正取引委員会	独占禁止法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和	5046	5046A019	1	(社)日本損害保険協会	19	独占禁止法上の議決権保有割合規制(10%規制)における総株主等の議決権の算定方法の緩和	議決権保有割合規制については、従来発行済株式数だった分母が議決権株式数となったこと等によって、特に自己株式の取得による分母の減少を考慮する必要があるが、一方で、非上場会社の中には、自己株式の取得の把握、すなわち正確な「総株主等の議決権」の把握が困難なケースもあることから、議決権株式数の算定方法について、運用上の対応を緩和する。 具体的には、小規模非上場会社等で株主総会等の召集通知に「総株主等の議決権」の記載がなく、把握が困難な場合には、「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなすことを可能とする。	議決権保有割合検査作業の効率化	議決権保有割合規制の遵守については、発行会社からの株主総会等の召集通知等の開示資料を基に点検を行っているが、非上場会社については、上場会社と異なり開示資料の中で「総株主等の議決権」が記載されていないケースも散見され、また、発行会社へのアンケート調査も実施しているが未回答や誤回答のケースもあり、総株主等の議決権をすべて正確に把握するのは困難な状況である。(従って、開示資料やアンケート調査等、一定の対応を行った上で、それでも「総株主等の議決権」の把握が困難なケースでは、「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなすことを可能とするようしていた。ただし、保険業法の事務(ドラフト)別添様式等の記載事項の中では、上記のみ規定が設けられている。)	
公正取引委員会においては、債権譲渡禁止特約条項を含んでいないが、債権譲渡をする場合には、事前に承認を得ることとしている。	債権譲渡については、申し出があった際にも個別に検討し、対応することとしている。	a				A040003	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱いを一統するを策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売却債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラバラ、事前承認手続等の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
独占禁止法第9条 事業支配力が過度に集中することとなる会社の考案方法(法第9条ガイドライン)	独占禁止法第9条においては、持株会社に限らず金融会社、一般事業会社も含めて「事業支配力が過度に集中すること」について規制している。「事業支配力が過度に集中すること」は、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の結合的業務規模が相当の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ著力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることを指す。	b		事業支配力が過度に集中することとなる会社については、当該会社を重点とする企業グループについて、そのグループ総資産の額や、当該会社、その子会社及び実質子会社のそれぞれの総資産の額、シェア等から判断を行っていること。企業グループの資本関係にもよるが、企業グループ全体の事業支配力を把握するためには、有価証券報告書の提出では不十分である場合もあると考えている。 なお、独占禁止法第9条第5項の規定に基づく報告書の様式については、平成16年6月1日にパブリックコメント手続を実施して関係者各々の意見を求めた上で、必要最小限の記載事項となるよう整理もしている。 一般集中規制の見直しについては、「規制改革・長期開放推進3か年計画(改定)」(平成17年5月25日閣議決定)において、「平成16年度において一般集中規制の施行状況のフォローアップを行い、引き続き評価・検討することとされていること。平成17年5月30日に一般集中規制に関する施行状況のフォローアップについてを公表した。今後、当該規制については将来的に廃止することが適当であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることを見逃さず、引き続き評価・検討することとしている。		1A040004	公正取引委員会	大規模会社の事業報告書の廃止	5085	5085A009	1	(社)日本自動車工業会	9	大規模会社の事業報告書の廃止	事業報告書の存続には疑問が残るが少なくとも有価証券報告書提出会社については、事業報告書の提出に代えて有価証券報告書を提出することで足り得るに止まれないとしても、フォローアップの結果公表時期並びに当該フォローアップを受けての法改正等を含めた一般集中規制見直し及びそれに基づく事業報告書の報告義務見直しの実施時期を明確にし、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	一定以上の規模を有する会社(大規模会社)に対する一定額以上の株式保有制限(9条の2)が廃止されたが、一方で、毎年度ごとに自社及び子会社の事業報告書の提出が求められるようになった。	事業報告書の提出は企業の負担が大	平成16年11月度の再要望
公正取引委員会においては、コピー機、パソコン等の物品について単年度賃借を行っている。		b		コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことは合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。ただし、国庫債務負担行為による複数年契約には、国庫の歳入が必ずあり、購入は平成18年度以降となる。		1A040005	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。 地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条件を削除すること。	現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として取り、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強いている。地方自治体法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」程度の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。		
公正取引委員会においては、賃貸借の契約や物品の購入契約において、債権譲渡禁止特約条項含まれていないが、債権譲渡を行う場合には、事前に承認を得ることとしている。		a		債権譲渡については、申し出があった際に原則に賛成し、対応することとしている。		1A040006	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及解除		各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求める。	